

ただいまから本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第 1 から第 8 に至る 8 件を一括上程いたします。

日程第 1 議案第 59 号令和 8 年度世田谷区一般会計補正予算第 3 次、日程第 2 議案第 60 号令和 8 年度世田谷区国民健康保険事業会計補正予算第 1 次、日程第 3 議案第 61 号令和 8 年度世田谷区後期高齢者医療会計補正予算第 1 次日程第 4 議案第 62 号令和 8 年度世田谷区介護保険事業会計補正予算第 1 次、日程第 5 議案第 63 号世田谷区議会議員選挙および世田谷区長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例、日程第 6 議案第 64 号世田谷区民健康村中野ヴィレッジ他に施設改修機械設備工事令和 8 年度請負契約日程第 7 議案第 65 号世田谷区本庁舎等整備工事契約請負契約変更、日程第 8 議案第 66 号財産電動式道路など取得の変更本 8 件に関し、企画総務委員長の報告を求めます。

加藤企画総務委員長ただいま上程になりました議案第 59 号から議案第 66 号に至る 8 件につきまして、企画総務委員会における審査の経過とその結果についてご報告いたします。

初めに議案第 59 号から議案第 62 号までの補正予算 4 件について一括指定申し上げます。

まず議案第 59 号の一般会計は国との学校給食費無償化に連動した対応や子供子育て関連施設に対する熱中症、熱中症予防支援事業の実施、止水板設置工事助成金の増額などについて、速やかに対応するため補正計上し、既定予算総額を増額するものであります。

また議案第 60 号の国民健康保険事業会計は、東京都への給付金の減額や前年度からの繰越金の確定などに伴う補正を、議案第 61 号の後期高齢者医療会計は、広域連合への負担金や前年度からの繰越金の確定などに伴う補正を、議案第 62 号の介護保険事業会計は、介護給付費準備基金積立金や前年度からの繰越金の確定などに伴う補正を行うため、それぞれ提案されたものであります。

委員会ではまず市立小中学校等就学者に対する学校給食費、給食費相当額給付金の支給対象が問われたのに対し理事者より、区立小中学校に在籍をしていない小学校一年生から中学校 3 年生までの学齢の全児童生徒の保護者が対象である約 1 万 6900 人を想定しており、インターナショナルスクール等の各種学校へ通学する方も含まれているとの答弁がありました。

また対象者への周知方法が問われたのに対し、理事者より、来年 1 月に案内通知とともに申請書を送付する予定である。

あわせてコールセンターの設置も予定しているとの答弁がありました。

次にせたがや Pay に関する運営体制強化費等の内訳および補助率が問われたのに対し、理事者より、今回補正予算案に計上した約 2000 万円のうちシステム改修経費が 275 万円、補助率は 10 分の中であり、システム監査および商店街振興組合連合会の体制強化に係る伴走支援の経費が合わせて 1750 万円、補助率は 4 分の 3 であるとの答弁がありました。

さらに商店街振興組合連合会によるせたがや Pay の自立的な運営に対する区の県外大会が問われたのに対し、理事者より商店街連合会および商店街振興組合連合会に対しては、人件

費を含めた事業費を補助している。

区としては外郭団体に対し自立した運営を促していると同様に、自立に向けた指導の必要性を認識しており、外郭団体ではない団体に対しても、できる限り区の支援を受けることなく運営することが望ましいと考えているとの答弁がありました。

そのうち意見に入りましたところ、公明党より、第2マイナンバーカードセンターについては既存の三軒茶屋のセンターと同じく田園都市沿線の洋画に設置するため、京王線沿線の烏山地域の方にとって不便な状況は変わらない区民窓口では繁忙期となる年度末や年度初めに住民登録業務を優先し、マイナンバーカード受付窓口を縮小する方針であるが、特に烏山地域においては、繁忙期でも十分な対応ができるよう検討することを求める。

さらにわが党が長年求めてきた止水板設置工事助成について、近年の近年のない水氾濫被害の深刻化に伴う多数の申請に対し、速やかに予算の増額を判断したことを評価する。

また代表質問では、述べた通り、雨水貯留浸透施設の公共施設地下への整備や、150平米未満の小規模な民間施設への設置についても着実に取り組む組むことを要望し賛成する。

立憲民主党無所属より市立小中学校の給食費相当相当額給付金の支給については全国的公立小・中学校の給食費の無償化が進む中、給食費以外の教育費無償化を加速させる一歩として評価する。

国はこれまでの見解を改め、今国会において、公立小中学校の給食費の2分の1を負担することを打ち出した。

国は私立を富ま問わない普遍的な教育の無償化を国に働きかけることを求める。

また不登校児童生徒に対する学校給食費、給食費相当額の支給については、家計負担、家計負担軽減の施策として評価する一方、学校給食は食育の観点から教育活動全体を通した。

取り組みでもあり、給食を通じて不登校児童生徒や家庭のケアに繋げることが必要である。投稿した際には、給食の時間を、時間を教員が児童生徒と向き合える居場所として大切にすべきである。

また都市型水害対策の推進については、これまでの議会での議論の結果引き水分設置工事助成事業が創設され、今般の補正予算案での増額が打ち出された。

昨今頻発するナイス氾濫による浸水被害を踏まえ、止水板設置助成を一層推進するとともに、豪雨対策について、区民への周知徹底を要望する。

またどのステーションについては、どの事態が重く運搬設置が困難という課題がある。

他自治体の例も参考に一つあたりの重量10キロ以内に抑えるなど、改善の必要性を申し上げ本補正予算に賛成する。

改革無所属の会より、商店街振興組合連合会への補助金についてはやはり懸念点が多い区からは当該。

当該団体の自立を目指すという答弁があったが利益が出る事業については、自主財源で完結するように見直すことを要望する当該団体に対してはこれまでの継続的な補助の経緯があるが今後商店街の仕組みが変わり、多様な事業の主体となる可能性もある中、区の支援に

頼ることなく自立した運営に舵を切るよう適切に指導することを求め、補正予算に賛成する。

日本共産党よりまず第 2 倍ナンバーカードセンターの開設については、カードの更新が間に合わないなどの相談が寄せられていることから、発酵の遅れへの対策として評価する。エコ住宅補助金および止水板設置工事助成金の増額については、区民ニーズに応えるものであり、また子供子育て関連施設に対する熱中症予防支援事業の実施については、地球沸騰化と言われる中、命を守る対策として、それぞれ必要な施策である。

学校給食費の無償化については、区の独自財源も活用し、国立私立インターナショナルスクール等に通う子供や長期欠席中の子供など全ての子供に支援が行き届くことになる。

今後は修学旅行費用や制服代学用品など更なる義務教育の無償化に踏み込むことを要望する。

加えて区財政は健全であり、前年度から繰り越し財源は 140 億円を超える賃金や年金が物価高騰に追いつかない中、国の積極財政の動きや円安と国際情勢の影響に伴う更なる物価上昇への不安の高まりを踏まえ、高まりを踏まえ、区民生活を支える施策の充実や高齢者障害者施設の施設の事業継続への対策を引き続き求め、一般会計に賛成する。

国民健康保険事業会計、後期高齢者医療会計については当初予算の問題を解決してないことから反対する。

国民民主党・都民ファーストの会より止水板設置工事助成金については雨水浸透枳等の排水能力を上げない限り、根本的な解決にはならないため、合わせて雨水流出抑制対策の推進を求める。

また子供子育て関連施設への熱中症予防対策事業については、会派として酷暑が黒色化における外遊び環境の確保を求めてきたが、エアコンの買い替えといった既存施設の更新にとどまらず、空調や日焼け等の追加設置による遊べる場所の拡大に繋げる取り組みを求める。

さらに給食費相当額の支給については、隠れ教育費と言われてきた一費用の普遍的な無償化が進むことは歓迎するが併せて公立学校においては、単なる無償化や負担軽減ではない。教育力および魅力の向上を進めることを要望し、本補正予算案に賛成すると表明がありました。

引き続き採決に入りますところ議案第 59 号および議案第 62 号の 2 件は全員異議なく木異議なく、議案第 60 号および議案第 61 号の 2 件は賛成多数でそれぞれ原案通り可決と決定いたしました。

次に議案第 63 号世田谷区議会議員選挙および世田谷区長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本件は公職選挙法施行令の改正に伴い、公費負担の限度額を改定するため提案されたものであります。

委員会では、理事者の説明を了とし、直ちに採決に入りましたところ議案第 63 号は全員異

議なく原案通り可決と決定いたしました。

次に議案第 64 号世田谷区民健康村中野美怜司、他 2 施設改修機械設備工事令和 68 年度請負契約について申し上げます本件は公共施設中長期保全計画に基づき、主に施設の運営上に必要な要望保全工事を実施するため提案されたものであります。

委員会では理事者の説明を了とし、直ちに採決に入りましたところ議案第 64 号は全員異議なく可決と決定いたしました次に議案第 65 号世田谷区本庁舎等整備工事請負契約変更について申し上げます。

本件は工事請負契約約款に伴う基づき、ええ、賃金水準および物価水準の変動に係る費用を追加するため提案されたものであります。

委員会では理事者の説明を了とし、直ちに採決に入りました。

入りましたところ、議案第 65 号は全員異議なく可決と決定いたしました。

次に議案第 66 号財産、電動式移動などの取得の変更について申し上げます。

本件は色内のスプリンクラーの設置位置や向きの変更等が発生したことに伴い、一部の柵の段数を減少させるため提案されたものであります。

委員会では理事者の説明を了とし、直ちに採決に入りましたところ議案第 66 号は全員異議なく可決と決定いたしました。

以上で企画総務委員会の報告を終わります。

以上で企画総務委員長の報告は終わりました。

これより意見に入ります。

発言通告に基づき発言を許します。

なお意見についての発言時間は、議事の都合により 3 分以内といたします。

2 番荻野健一議員、2 番荻野健司議員議案第 59 号第 3 次補正予算に計上されたせたがや Pay ポイントご不要事案への対応における公費負担のあり方の説明性を問題視し、本補正予算案に反対いたします。

まず 5 回だけを申し上げますが、私は、せたがや Pay が流通額、加盟店数ダウンロスダウンロード数とも順調に伸び、区民が日常的に使うキャッシュレス決済アプリとして定着したことを大変嬉しく思い、また今後の発展にも大いに期待する立場であります。

また私は今回の件で信連やフィードバック様子を見たいわけでは全くありません。

民間同士の契約で起きたトラブルにも関わらず、なぜ再発防止の改修費を区が日本株にしなければならないのか、税金を扱う行政の判断基準の甘さを問題視しています。

では今回のご不要、契約不適合と認めながら、実のバレーによる暫定的な手作業運用改善のみで中保管量と判断しました。

一方広原自身は恒久対策として、手作業の完全排除システムによる自動化を提案してきませんでした。

これに対し区は冬の自動化等決済日から 3 日後の浮揚への変更を求めて、従来の要求仕様とは全く別の要件であり、主砲の範囲外としました。

ポイントより早く付与するための機能追加に費用がかかることは理解します。

しかし今回の改修には、当然ながらご不要の原因となった手作業をなくすという再発防止の意味も含まれます。

多久和この機能拡充について、事故以前から検討していたとも説明していますがイコール事故後も費用負担を見直す必要はないということにはなりません。

猪原自身が自動化を恒久対策として提案している以上、どこまで先方の責任と負担を求めるのか改めて整理するべきでした。

また開発する機能の権利が誰に帰属するのも明らかではありません。

今回の改修およびのバレーが集中するアプリの資産価値が高まるならば、その利益も踏まえて費用負担を検討するべきでした。

再発防止に関する事業者の責任も開発によって事業者が得る利益もどこまで精査したのかわからないにも関わらず全額公費負担という結論だけが決まっている税金を出すから判断としてあまりにも甘いと言わざるを得ません。

そして新たまらない。

フライング行政です。

再発リスクを度外視し、検証委員会開催中に新たなキャンペーンを開始する最終報告書が出てくる前に、補正予算の内容と金額を固める。

さらに最終報告書は、常任委員会で報告されず、委員が要求してようやく質問通告後の本会議初日に配布されました。

判断材料となる資料を出さず、予算の承認を求める議会は行政の追認機関ではないと何度言えば理解していただけるでしょうか。

今回始まった話でありませんが下痢を払拭させるどころか、どんどん膨らませる行政の振る舞いと説明能力の劣化を痛切に感じ、極めて残念です。

税金を扱う姿勢としてあまりにも安直かつ船舶であり、このようなやり方を当たり前のように繰り返し性を断じて認めるわけにはいきませんよって世田谷自民の会として本補正予算には反対いたします。

以上で荻野健司議員の意見は終わりました。

これで意見を終わります。

これより採決に入ります。

本 8 件を 3 回に分けて消したいと思います。

まず、議案第 59 号についてお諮りいたします。

採決は電子採決システムによって行います。

本件を委員長報告通り可決することについてお手元のボタンによる表決を求めます。

以上で表決を確定いたします。

賛成多数と認めます。

よって、議案第 59 号は委員長報告通り可決いたしました。

次に、議案第 60 号および第 61 号の 2 件についてお諮りいたします。

採決は電子採決システムによって行います。

本 2 件を委員長報告通り可決することについて、お手元のボタンによる表決を求めます。

以上で表決を確定いたします。

賛成多数と認めます。

よって、議案第 60 号および第 61 号の 2 件は委員長報告通り可決いたしました。

次に、議案第 62 号から第 66 号に至る 5 件についてお諮りいたします。

本 5 件を委員長報告通り可決することにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 62 号から第 66 号に至る 5 件は委員長報告通り可決いたしました。

次に、日程第 9 から第 16 に至る 8 件を一括上程いたします。

日程第 9 議案第 67 号世田谷区区民健康村条例の一部を改正する条例日程第 10 議案第 68 号世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例の一部を改正する条例日程第 11 議案第 69 号世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例、日程第 12 議案第 70 号世田谷区立区民会館の指定管理者として、日程第 13 議案第 71 号世田谷区立世田谷美術館の指定管理者として、日程第 14 議案第 72 号世田谷区立世田谷文学館の指定管理者として、日程第 15 議案第 73 号世田谷区立世田谷文化生活情報センターの指定管理者の指定日程第 16 議案第 74 号世田谷区区民健康村の指定管理者の指定本 8 件に関し、区民生活委員長の報告を求めます。平塚は区民生活委員長ただいま上程になりました議案第 67 号から議案 74 号に至る 8 件につきまして、区民生活委員会における審査の経過とその結果についてご報告いたします。初めに、議案第 67 号世田谷区区民健康村条例の一部を改正する条例について申し上げます。本件は、宿泊施設および食事の利用のキャンセル料に係る規定を定めるため提案するされたものであります。

委員会では、理事者の説明を了とし、直ちに採決に入りましたところ、議案第 67 号は全員異議なく、原案通り可決と決定いたしました。

次に、議案第 68 号世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本件は、メディア工房および情報プラザを廃止するとともに、規定の整備を図るため提案するされたものであります。

委員会では、理事者の説明を了とし、直ちに採決に入りましたところ、議案第 68 号は全員異議なく原案通り可決と決定いたしました。

次に、議案第 69 号世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例について申し上げます。本件は、太子堂出張所の位置を変更する必要があるため、提案されたものであります。

委員会では、理事者の説明を了とし、直ちに採決に入りましたところ、議案第 69 号は全員異議なく原案通り可決と決定いたしました。

次に、議案第 70 号世田谷区区立区民会館の指定管理者の指定議案第 71 号世田谷区立世田

谷美術館の指定管理者の指定議案第 72 号寺井クイズ世界文化文学館の指定管理者として、議案第 73 号世田谷区立世田谷文化生活情報センターの指定管理者の指定および議案第 74 号世田谷区営区に健康村の指定管理者の指定の 5 件について、一括して申し上げます。

本 5 件はいずれも指定管理者を指定するため、地方自治法の規定に基づき、それぞれ生提案されたものであります。

委員会では、理事者の説明を了とし、直ちに採決に入りましたところ、議案第 70 号から議案第 74 号までの 5 件はいずれも全員異議なく、それぞれ可決と決定いたしました。

以上で区民生活委員会の報告を終わります。

以上で区民生活委員長の報告は終わりました。

これより採決に入ります。

本 8 件を一括して消したいと思います。

お諮りいたします。

本 8 件を委員長報告通り可決することにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 67 号から第 74 号に至る 8 件は委員長報告通り可決いたしました。

次に、日程第 17 から第 19 に至る 3 件を一括上程いたします。

日程第 17 議案第 75 号世田谷区立保健福祉センター条例の一部を改正する条例、日程第 18 議案第 76 号世田谷区障害指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例、日程第 19 議案第 77 号世田谷区指定障害児。

入所施設の入院設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例本 3 件に関し、福祉保健委員長の報告を求めます。

板井福祉保健委員長ただいま上程になりました議案第 75 号から議案第 77 号に至る 3 件につきまして、福祉保健委員会における審査の経過とその結果についてご報告いたします。初めに議案第 75 号従い府立保健福祉センター条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本件は、世田谷保健福祉センターの位置を変更するため提案されたものであります。

委員会では、理事者の説明を了とし、直ちに採決に入りましたところ、議案第 75 号は全員異議なく原案通り可決と決定いたしました。

次に議案第 76 号世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例および議案第 77 号世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の 2 件について、一括して申し上げます。

本 2 件はいずれも児童福祉法の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準等の改正に伴い、児童等を対象とした性暴力等の防止等に係る規定を定めるとともに、規定の整備を図るため、それぞれ提案されたものであります。

委員会ではまず、日本版 DBS 導入に伴う事業者の事務負担軽減に向けた区の対応が問われ

たのに対し、理事者より、手続き方法等をわかりやすく周知するとともに、国のうち、通知等を踏まえ、適切な対応を図っていくとの答弁がありました。

また、障害児が自ら相談し、意思表示ができる環境整備に関する取り組みが問われたのに対し、理事者より、障害児本人による意思表示は極めて重要であり、その視点を十分に踏まえた相談体制の整備を事業者に対し要請するとともに、区としても支援に着実に取り組んでいくとの答弁がありました。

さらに、被害の未然防止に向けた第三者機関による相談体制の構築について問われたのに対し、理事者より、今回の法改正は、事業者に対する性加害の防止への対応を求める。

ものと認識しており、事業者には苦情相談窓口の適切な運用など法の規定に基づいた措置を着実に講じるよう求めていくとの答弁がありました。

また、加害行為に及ぶ不安を抱える従事者に対する相談体制の検討状況が問われたのに対し、理事者より、関係部署間で情報共有を図っており、今後検討を進めていくとの答弁がありました。

その後、意見に入りましたところ、立憲民主党ご所属より、こども性暴力防止法の施行に伴う日本版 DBS の導入により、新たに必要となる対応の増加に対応や増加する事務負担を十分に把握し、事業者への丁寧な情報提供を行うとともに、区として可能な限り具体的な支援を行うよう求める。

また、今回の改正によって、現場の職員が本来担うべき子供への支援にしわ寄せが生じないよう、必要な人的財政的支援を検討するよう要望し、賛成する。

日本共産党より、学校や民間教育保育事業者などに性犯罪歴の確認を義務付ける日本版 DBS を盛り込んだこども性暴力防止法が我が党を含め、全会一致で成立したが、これは性被害当事者から実現が町野町町の混ざる町の mozo 望まれていたものであり、性暴力は、被害者の尊厳を深く傷つけ、その後の人生に深刻な影響を及ぼすものであり、特に被害を確認。認識しにくい子供に対する性暴力は断じて許さない教員や保育者など、子供を守るべき立場にある者にとって者による性犯罪を未然に防止することは、政治と社会に課せられた極めて重い責務であり、日本版 DBS では、行政が監督、認可権限を有する学校認可保育園、幼稚園などに対し、特定性犯罪前科の確認を義務付けており、従事者および就労希望者について、こども家庭庁を通じて通じた法務大臣への総会により、犯罪歴が認められた者は子供と接する業務に就かせてはならない。

また事業者には、職員研修の実施、子供が相談しやすい相談体制の整備、被害事案の調査等安全確保措置を講ずることが義務付けられている。

しかし性犯罪の 9 割は初版と言われており、日本版 DBS だけでは子供を守ることはできない。

性暴力はジェンダーに基づく固定観念や不平等がもたらす暴力であり、社会から性犯罪をなくしていくためには、ジェンダーの視点や人権教育、人権尊重に基づく包括的教育による。非暴力を貫くして性的同意や相手へのリスペクト性被害を認識できる知識、被害を受けた

際の対応などを学ぶことが不可欠である。

また教育現場では、不祥事を隠したり、誤った仲間意識から被害をうやむやにしたりすることがあってはならない。

子供を見守る普通の目の確保に向け、養護教員やスクールカウンセラーの増員が重要であり、さらに再犯防止プログラムなど、加害者の更生に向けた継続的な支援や、性犯罪治療への支援も求められる。

日本版 DBS と合わせて、これらの取り組みを国が責任を持って推進する必要がある。

一方犯罪歴という重大な個人情報の漏洩と目的外利用の防止の観点から、子供に接する職業に就こうとする人をあらかじめデータベースに登録して、性犯罪歴がないことを証明するホワイトリスト方式についての研究も課題である以上の諸課題に向き合い、社会的議論を深め、性犯罪を許さない社会の構築が不可欠であることを申し述べ賛成する。

生活者ネットワークよりこども性暴力防止法の施行に伴う、いわゆる日本版 DBS の運用開始に当たっては犯罪事実の確認のみを持って退社対策とせず、障害のある子供 1 人 1 人を権利の主体とし、1 次予防から早期把握、相談、被害が疑われた段階からの安全確保と継続的支援を生までを一体的に進めることが重要である。

御祝を契機とし、政府が DING の実装にも向け、制度周知の研修の実施にとどまらず、各事業制度の実効性ある対策を促進するとともに、従事者への研修を含む実践的研修を進め、小規模事業者に対しても必要な支援を行うことを求める。

自らの意思や被害を伝えることが難しい障害児については、障害特性に応じたコミュニケーション手段を保障し、日常的にケアを担う職員とは別の職員が職員や外部の相談先に繋げる仕組みを複数確保していただきたい。

また排泄入浴、月経等のケアなど、プライベートゾーンに関する関わる身体介護、介助について、本人の意思や尊厳を十分に尊重し、望まない異性介助が行われないよう、同性介助を含む支援体制の確保を求める合わせて保護者に対し、性暴力の sin 不適切な行為の範囲相談先や相談、この流れをわかりやすく周知し、確信がない段階から相談できる環境を整備することを求める。

被害が疑われる場合には、事実確認を待つことなく、子供の安全を最優先最優先に、児童相談所や医療心理等の専門機関と迅速に連携し、2 次被害を防ぐことを求める。

他方の方の対象とならないものや利用児童による性暴力も相談の入口で取りこぼさず、被害を受けた側のケアにもケアに繋がるとともに加害行為を行った子供にも適切なアセスメントと支援を行うことを求める。

最後に、加害行為の未然防止に向け、自ら不安を抱える従事者が早期に専門的な支援に繋がるよう、庁内横断的な相談体制の構築を求め、賛成するとの表明がありました。

引き続き採決に入りましたところ、議案第 76 号および議案第 77 号の 2 件はいずれも全員異議なく、それぞれ原案通り可決と決定いたしました。

以上で福祉保健委員会の報告を終わります。

以上で福祉保健院長の報告は終わりました。

これより採決に入ります。

本3件を一括して消したいと思います。

お諮りいたします。

御山健吾委員長報告通り可決することにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号から第77号に至る3件は委員長報告通り可決いたしました。

次に、日程第20から第24に至る5件を一括上程いたします。

日程第20 議案第78号世田谷区風景作り条例の一部を改正する条例、日程第21 議案第79号世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を交わせ改正する条例、日程第22 議案第80号世田谷区立公園条例の一部を改正する条例日程第23 議案第81号特別区道路線の認定、日程第24 議案第82号特別区道路線の認定本5件に関し、都市整備委員長の報告を求めます。

77番畠山都市整備委員長ただいま上程になりました議案第78号から議案第82号に至る5件につきまして、都市整備委員会における審査の経過とその結果についてご報告いたします。

初めに議案第78号世田谷区風景作り条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本件は景観法の改正法に伴い、規定の整備を図るため提案されたものであります。

委員会では理事者の説明を了とし、直ちに採決に入りましたところ、議案第78号は出席者全員異議なく原案通り可決と決定をいたしました。

次に議案第79号世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本件は条例の適用区域を拡大するため提案されたものであります。

委員会では理事者の説明を了とし、直ちに採決に入りましたところ、議案第79号は出席者全員異議なく原案通り可決と決定いたしました。

次に議案第80号世田谷区立公園条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本件は区立若林5丁目公園を廃止するため、提案されたものであります。

委員会では理事者の説明の後、意見に入りましたところ日本共産党より本議案は我が党が反対していると動補助52号線事業に伴う条例改正であることから当該公園の廃止にも反対である。

また、近隣住民からは、子供たちの身近な遊び私だけではなく保護者の交流や仕事の昼休憩の場としても長年にわたり住民生活を支える地域に深く根ざした公共空間であるため、存続を願う切実な要望が寄せられている。

さらに、補助52号線は、住民との合意形成が得られず、完成の見通しも立っていない状況の中、公園廃止にも議論疑問の声が上がっている地域の住環境を守るため、拙速に公園を廃止するのではなく、住民の声を踏まえた慎重な判断を求め本議案に反対するとの表明があ

りました。

引き続き採決に入りましたところ議案第 80 号は賛成多数で原案通り可決と決定をいたしました。

次に議案第 81 号および議案第 82 号の特別区道路線の認定 2 件について一括して申し上げます。

本 2 件は、特別区道路線を認定するため道路法の規定に基づき、それぞれ提案されたものであります。

委員会では理事者の説明を了とし、直ちに採決に入りましたところ、議案第 81 号および議案第 82 号の 2 件はいずれも出席者全員異議なく、それぞれ可決と決定をいたしました。

以上で都市整備委員会の報告を終わります。

以上で都市整備委員長の報告は終わりました。

これより採決に入ります。

本 5 件を 2 回に分けて消したいと思います。

まず、議案第 78 号、第 79 号、第 81 号および第 82 号の 4 件についてお諮りいたします。

本 4 件を委員長報告通り可決することにご異議ございませんか。

なしご異議なしと認めます。

よって、議案第 78 号、第 79 号、第 81 号および第 82 号の 4 件は委員長報告通り可決いたしました。

次に、議案第 80 号についてお諮りいたします。

採決は電子採決システムによって行います。

本県の委員長報告通り可決することについて、お手元のボタンによる表決を求めます。

以上で表決を確定いたします。

賛成多数と認めます。

よって、議案第 80 号は委員長報告通り可決いたしました。

次に、日程第 25 から第 28 に至る 4 件を一括上程いたします。

日程第 20 号議案第 83 号世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例日程第 26 議案第 84 号世田谷区立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例、日程第 27 議案第 85 号世田谷区立認定こども園保育料条例の一部を改正する条例日程第 28 議案第 86 号世田谷区立図書館の指定管理者の指定本 4 件に関し、文教委員長の報告を求めます。

桜井文教委員長ただいま上程になりました議案第 83 号から議案第 86 号に至る 4 件につきまして、文教委員会における審査の経過とその結果についてご報告いたします。

初めに、議案第 83 号世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本件は、区立松が丘幼稚園および区立桜が丘幼稚園を集約し、区立桜の丘幼稚園を設置するとともに区立三島幼稚園および区立中町幼稚園を集約し、区立。

玉川の森幼稚園を設置するため提案されたものであります。

委員会では、3 歳児保育の開始および預かり保育の充実に伴い必要となる人員体制が問われ

たのに対し、理事者より、業務量の増加を踏まえ、正規職員を増員する予定であるとの答弁がありました。

その後、採決に入りましたところ、議案第 83 号は全員異議なく原案通り可決と決定いたしました。

次に、議案第 84 号栗世田谷区立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例および議案第 85 号世田谷区立認定こども園保育料条例の一部を改正する条例の 2 件について、一括して申し上げます。

まず、議案第 84 号は、区立幼稚園集約化等計画に基づき、集約する幼稚園において、3 歳児保育を開始するとともに、預かり保育の実施日および提供時間の拡充に伴い、預かり保育料の額を変更し、併せて規定の整備を図るため、また議案第 85 号は、預かり保育の利用に係る区分を廃止し、預かり保育料の額を変更するとともに、規定の整備を図るため、それぞれ提案されたものであります。

委員会では、理事者の説明の後、委員意見に入りましたところ、国民民主党・都民ファーストの会より認定保育園における保育料が無償化される一方、幼稚園や認定こども園における預かり保育は依然として利用者負担が生じている。

将来的には預かり保育についても無償化することを求め、賛成すると表明がありました。

引き続き採決に入りましたところ、議案第 84 号議案第 85 号の 2 件はいずれも全員異議なく、それぞれ原案通り可決と決定いたしました。

次に、議案第 86 号世田谷区立図書館の指定管理者の指定について申し上げます。

本件は、区立図書館の指定管理者を指定するため、地方自治法の規定に基づき提案されたものであります。

委員会ではまず、直営館と指定管理官の連携体制の構築に向けた進捗状況が問われた者に対し、理事者より、尾山台図書館および蒲田図書館が指定管理館に移行することで、区立図書館の運営のあり方に関する方針に基づく各地域での連携体制が主概ね整うこととなるとの答弁がありました。

また、今後の運営体制のあり方が問われたのに対し、理事者より、本方針では、将来的な運営体制についての結論は出していない。

当面の対応としては、毎年度、直営館を含む全体全巻対象の運営状況評価を実施し、PDCA サイクルを確立する中で、運営主体のあり方についても改めて検証する予定であるとの答弁がありました。

その後、意見に入りましたところ、立憲民主党無所属より直営館と指定管理会には、それぞれの役割があるが、まず、まずは直営化において、公共図書館としての考え方を明確に示すべき。

また、直営館には、単に。

ユーザーニーズに応えるのみならず、行政としての安定感や組織力を生かし、中長期的な視点を持ったリーダーシップの発揮を求める。

さらに、地域を基本とした直営館と指定管理官邸協働体制についての効果検証を行うとともに、支所の育成や資格取得の支援などに関する具体的な取り組みを求め、賛成するとの表明がありました。

引き続き採決に入りましたところ議案第 86 号は全員異議なく可決と決定いたしました。

以上で文教委員会の報告を終わります。

以上で文教委員長報告は終わりました。

これより意見に入ります。

発言通告に基づき発言を許します。

なお、意見についての発言時間は、議事の都合により 10 分以内といたします。

27 番坂本美恵子議員、以上 27 番坂本みえこ議員日本共産党世田谷区議団は、議案第 83 号世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例議案第 86 号世田谷区立図書館の指定管理者の指定に反対の立場から意見を述べます。

まず、世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例についてです。

この条例を改正は、区立幼稚園集約化等計画に基づき、区立桜が丘幼稚園、区立松が丘松が丘幼稚園をさくらの丘幼稚園に区立中町幼稚園、区立三島幼稚園を玉川の森幼稚園に集約化するものです。

2022 年 11 月の区立幼稚園集約化等計画については、その背景、乳幼児教育保育施設を巡る状況の一つに保育待機児の解消、私立幼稚園入園児童入園児数の減少が挙げられていますが、その後の 4 年間で保育待機児童は再び増加傾向となっています。

さらに計画では、保育待機児の解消等の状況の変化を踏まえ、区立幼稚園の私立の幼保連携型認定こども園への用途た用途転換は行わないとされていましたが、現在は保育待機児解消に向け、認可保育所の整備が進められてきています。

状況が大きく変わっているにも関わらず、区立幼稚園の集約化が粛々と進められていいのでしょうか。

三島幼稚園存続のための署名に取り組んでおられる三島幼稚園を残す会は、区立三島幼稚園は私立幼稚園からの転院や療育施設と塩を日替わりで通う子供、生活全般において介助が必要な子供などを広く受け、受け入れ、安心して子育てができる地域環境に欠かせない存在であると誰もが平等に幼児教育を受けられ、インクルーシブ教育が実践されていることや、季節の移り変わりを肌で感じられる貴重な環境で災害の際には危険な道路を渡ることなく、公園へ避難できるなど、誰 1 人、幼稚園に通えない子供を作らないでくださいと訴えてこられました。

八幡山幼稚園と、給田幼稚園の集約化については、近隣の私立幼稚園の閉園に伴い、給田幼稚園は存続となりましたが、給田幼稚園の存続を求める給田幼稚園を残す会のホームページでは、給田幼稚園がなくなるとどのように困るとして、地域の繋がりが減ってしまうこと、通園距離が伸び、幹線道路や線路の横断が必要になること質の高い教育、また配慮が必要な子を受け入れるセーフティーネットの役割も果たし、近くの区立幼稚園がなくなれば、要配

慮児は行き場を失うと、区立幼稚園の大切な役割に触れています。

また世田谷区は集約化後の区立幼稚園等の役割は私立幼稚園や保育所等と連携し、相互に補完しながら、配慮を要する児童への君、きめ細やかな対応や医療的ケア児の対応に取り組むなどインクルーシブな教育保育を推進していくとしています。

現在の区立幼稚園に求められるニーズは明確です。

区立幼稚園集約化は、子供たちの最善の利益に繋がりません。

乳幼児教育保育施設を巡る状況が変わってきた今、集約化や用地転換の方針こそ見直すべきです。

次に、世田谷区立図書館の指定管理者の指定についてです。

本件は、令和 9 年 4 月からの 5 年間、新たに指定管理者制度を適用するか多少図書館を始め、五感に指定管理者を指定するものです。

蒲田図書館の指定管理適用については、世田谷区立図書館の運営のあり方に関する方針で 5 地域ごとの地域特性を生かし、直営館と指定管理官による共同体制で強みや課題の共有保管をする。

とされていますが、砧地域には図書館は 2 館しかなく、あえてその内の 1 館を指定管理とする意味があるとは思えません。

日本共産党は、図書館への指定管理者制度の導入に反対してきました。

公立図書館は無料利用を原則に、住民の知りたい、調べたいを保障する生存権の文化的側面である学習権を保障する機関であり、民主主義の砦です。

その機能を果たすためには資料を充実させるとともに、図書館員としての専門性を持つ種職員の充実が不可欠です。

それを保障するのが図書館運営の安定性、継続性です。

その目的、基本的役割、専門性の高い職員の育成充実を図るためには、図書館は直営で行うべきであり、指定管理者制度はなじまない。

図書館に対する指定管理者制度導入の問題点の一つには、3 年や 5 年などの一定期間しか運営が任されないため、受託業者が切り替わる可能性がある。

そのため、業務の継続性が危ぶまれる。

二つ目には、図書館は無料の原則があり、利用料が徴収できないため、受託業者は利益を上げるために、人件費を削らざるを得ない。

その結果、非正規化と低処遇の労働者しかいなくなり、経験豊かな職員は退職してしまう。

三つ目に、不安定雇用で処遇のもとで職員が定着せず、図書館業務に必要な技術も向上しない。

四つ目に保存されている資料の価値がわからないまま廃棄処分される恐れがあるなどです。

さらに、日本図書館協会は、2016 年当協会は、我が国の今後の公立図書館の健全な発達を図る観点から、公立小図書館の目的、役割機能の基本を踏まえ、公立図書館への指定管理者制度の導入については、基本的になじまないと考えます見解を表明し、指定管理に対し、明

確に反対の立場をとっています。

また、2011 年、民主党政権時代、当時の片山善博総務大臣からも、公共図書館ととかまして、学校図書館なんかは、指定管理になじまないと思うのです。

やはりきちっと行政がちゃんと直営でスタッフを配置して運営すべきだと私なんかは思うのですね。

私が鳥取県知事のときもそうしてきましたとする発言がありました。

2019 年 6 月自民党細田博之氏が顧問を務めるか、活字文化議員連盟が示した公共図書館の将来、新しい公共の実現を目指す当番で、自治体は長い歳月と予算をかけて地域の特性に応じた図書館業務に関する能力や知識、ノウハウを身につけた人材を育成し、継承してきている。

しかし、業務委託による図書館業務の丸投げでそうしたキャリアの継承が困難となった指定管理者制度導入による公共図書館の運営は、図書館文化の成長と発展の観点からすれば、そもそもなじまないのであると答申しています。

世田谷区自身、栗栖図書館には、社会教育の拠点として幅広い年齢層の人々の学びを支援するとともに、地域行政の推進を通じた住民自治の発展に寄与する役割が求められている。図書館は誰もが気軽に利用できるコミュニティ拠点であるとともに、学校に通えない児童生徒など、様々な事情を抱えた方にとっても大切な居場所であり、現場の職員が関わりを重ねる中で、様々な支援に繋げていくことの重要性を認識し、福祉的な機能になっていくことでもことも重要であると、社会教育の拠点として、また福祉的な居場所としての直営でしかない、図書館の役割に言及しています。

また、大阪府立中之島図書館は 2026 年度以降に文化事業や施設運営を担当する指定管理者を公募したところ、民間事業者の応募がありませんでした。

応募を検討していた事業者から人件費高騰で提示された価格では採算が難しいと聞き、再公募しましたが、応募者はゼロで、直営に戻ったと、読売新聞で報道されました。

世田谷もいつ同じようなことが起きるかわかりません。

図書館への指定管理者制度の適用はやめるべきです。

以上、反対意見とします。

以上で坂本美恵子議員の意見は終わりました。

これで意見を終わります。

これより採決に入ります。

本 4 件を 2 回に分けて消したいと思います。

まず、議案第 83 号および第 86 号の 2 件についてお諮りいたします。

採決は電子採決システムによって行います。

本 2 件を委員長報告通り可決することについて、お手元のボタンによる表決を求めます。

以上で表決を確定いたします。

賛成多数と認めます。

よって、議案第 83 号および第 86 号の 2 件は委員長報告通り可決いたしました。

次に、議案第 84 号および第 85 号の 2 件についてお諮りいたします。

本 2 件を委員長報告通り可決することについてご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 84 号および第 85 号の 2 件は委員長報告通り可決いたしました。

次に、日程第 29 を上程いたします。

日程第 29 議案第 87 号世田谷区印鑑条例の一部を改正する条例本件に関し、DX 地域行政公共施設整備等推進特別委員長の報告を求めます。

18 番山口 DX 地域行政公共施設整備等推進特別委員長ただいま上程になりました議案第 87 号世田谷区印鑑条例の一部を改正する条例につきまして DX 地方、地域行政公共施設整備等推進特別委員会における審査の経過とその結果についてご報告いたします。

本件は印鑑登録申請者の保証人となることができるものの範囲を改めるとともに規定の整備を図るため提案されたものであります。

委員会では理事者の説明を了とし、直ちに採決に入りましたところ議案第 87 号は全員異議なく原案通り可決と決定いたしました。

以上で DX 地域行政公共施設整備等推進特別委員会の報告を終わります。

以上で、DX 地域行政公共施設整備等推進特別委員長の報告は終わりました。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を委員長報告通り可決することにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 87 号は委員長報告通り可決いたしました。

次に、日程第 30 から第 30 号に至る 6 件を一括上程いたします。

日程第 30 議案第 88 号世田谷区児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例、日程第 31 議案第 89 号世田谷区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例、日程第 32 議案第 90 号世田谷区乳児棟通園支援事業の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例、日程第 33 議案第 91 号世田谷区特定教育保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例、日程第 34 議案第 92 号世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例、日程第 30 号議案第 93 号世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制職員設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例本 6 件に関し、子供若者施策推進特別委員長の報告を求めます。

子ども・若者施策推進特別委員長ただいま上程になりました議案第 88 号世田谷区児童福祉施設の施設設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例議案第 89 号世田谷区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例議案第 90 号世田谷区、乳児等通園支援事業の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する

条例議案第 91 号世田谷区特定教育保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例議案第 92 号世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例および議案第 93 号世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の 6 件につきまして、子供若者施策推進特別委員会における審査の経過とその結果について一括してご報告いたします。

初めに議案第 88 号から議案第 90 号議案第 92 号および議案第 93 号の 5 件につきまして、いずれも児童福祉施設の設備および運営に関する基準等の改正に伴い、児童を対象とした性暴力等の防止等に係る。

か、規定を定めるとともに、規定の整備を図るため、また議案第 91 号は、特定教育保育施設および特定地域型保育事業並びに特定子供子育て施設支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、満 3 歳以上限定小規模保育事業に係る規定に係る規定の加えるとともに、規定の整備を図るため、それぞれ提案されたものであります。

委員会ではまず満 3 歳以上限定小規模保育事業について、保育の質オフ保育の質を踏まえた区の見解が問われたのに対し、理事者より、満 3 歳以上の保育需要は教育に対して、満たされていることから、現時点での当該事業の実施は想定していないが、仮に実施の判断に至った場合には保育の質を確保するために敵適正適格性審査を通じて事業者の保育環境などを十分に確認する必要があると認識しているとの答弁がありました。

また日本版 DBS 導入に伴う事業者の負担増への区の対応が問われたのこの対応が問われたのに対し、理事者より、事業者の事務負担軽減に繋がるよう、国が示す広報資料の作成や研修動画などの情報収集を進めるとともに、適宜必要な伴走支援を行っていくとの答弁がありました。

さらに子供自らが相談しやすい体制整備に向けた検討状況が問われたのに対し、理事者より、国のガイドラインを踏まえ、年齢や発達状況に応じた相談しやすい体制の構築に向け、庁内での意見交換を通じて検討を進めていく。

合わせて子供と保護者双方への理解啓発についても努めていくとの答弁がありました。

また性暴力対応における知見の共有の必要性について問われたのに対し、理事者より、性暴力事案には専門的かつ慎重な対応も必要であるため、保育部門で培った知見も活用しつつ、庁内関係部署との検討しつつ、組織において協議をしていくとの答弁がありました。

さらに制度趣旨を踏まえた研修内容の充実がとられたのに対し、理事者より、これまで各施設において研修を実施してきたが法改正を機に、改めてスキルやノウハウの共有を進めていくとの答弁がありました。

加えて、子供の声を踏まえた今後の制度改善に対する区の認識が問われたのに対し、理事者より、子供の声を受け止め、受け止め方を含め、新制度への対応状況について評価検証を実施していく必要があると認識しているとの答弁がありました。

そのうち、意見に入りましたところ、立憲民主党無所属よりこども性暴力防止法の施行に伴

う日本版 DBS の導入により、新たに必要となる対応や増加する事務負担を十分に把握し、事業者への丁寧な情報提供を行うとともに、区として可能な限り具体的な支援を行うよう求める。

また今回の改正によって、現場の職員が本来担うべき子供への支援や保育等の業務に幸せが生じないように、必要な人的財政的支援を検討するよう要望する。

さらに、性犯罪歴は極めて機微な個人情報であるため、情報を取り扱う権限を有する者の限定や目的外利用の禁止、厳格な情報管理体制の構築を取り組むとともに、対象となる職員等に丁寧な説明を行い不利益な取り扱いが生じることがないように十分に配慮することを求め賛成する、日本共産党より議案第 89 号および議案第 91 号の 2 件について、小規模保育事業は子供子育て支援新制度により制度化され、区においても 0 歳児から 2 歳児の保育の受け皿として一定の役割を担ってきた。

しかし今回創設された満 3 歳以上限定の小規模保育事業は子供の発達の観点から従来の小規模保育事業と分けて考える必要がある。

事業対象の 3 歳から 5 歳は友達との関わりを広げ、集団での遊びや活動、校外活動をを通じて成長する重要な時期であり、法改正時の国会の付帯決議でも集団活動の重要性に留意し、校外活動の環境を保障することなどが求められた。

少人数できめ細やかな保育そのものを否定するものではないが 3 歳児から 5 歳児の保育については、認可外保育所を基本として、保育環境の充実を図ることが重要であることから議案第 89 号および第 91 号に反対する。

議案第 88 号議案第 90 号議案第 92 号および議案第 93 号について学校や民間歩教育保育事業者などに性犯罪歴の確認を義務付ける日本版 DBS を盛り込んだこども性暴力防止法が我が党が含む全会一致で成立したが、これは性被害当事者がから実現が待ち望まれたものである。

性暴力は被害者の尊厳を深く傷つけ、そのうちの人生に深刻な影響を及ぼすものである。

特に被害を認識しにくい子供に対する性暴力は断じて許されない。

教育や保育者など子供を守るべき立場にある者による性犯罪を未然に防止することは、政治と社会に課せられた極めて重い責務である日本版 DBS は行政が監督、認可権限を有する。学校、認可保育所、幼稚園などに対し、特定性犯罪前科の確認を義務付けており、従事者および就労希望者について、こども家庭庁を通じた法務大臣への紹介により犯罪歴が認められたものは、子供と接する業務に就かせてはならない。

また、事業者には、職員研修の実施、子供が相談しやすい相談体制の整備、被害者事案の調査等安全確保措置を講ずることが義務付けられる。

一方学童クラブや認可外保育園施設などは認定制度であるため、認定を受けない施設が子供に性的指向を持つものの充実さ気になりかねず、施設を利用する子供への危険が高まることも懸念される。

性犯罪の 9 割は初版と言われており、せたがや日本版 DBS だけでは子供を守ることはでき

ない。

性暴力は、ジェンダーに基づく固定観念や不平等がもたらす暴力であり、社会から性犯罪をなくしていくためにはジェンダーの視点や人権教育人権尊重に基づく法的生穂、包括的性教育により非暴力を貫く姿勢、性的同意や相手へのリスペクト正範図被害を認識できる知識、被害を受けた際の対応などを学ぶことが不可欠である。

また、教育現場では不祥事を隠したり誤った同僚意識から被害をうやむやにすることなどはあってはならない子供を見守る複数の目の確保に向け、養護教員やスクールカウンセラーの増員が重要であるまた再犯防止プログラムなど、加害者の更生に向けた継続的な支援や性犯罪治療への支援も求められる。

日本版 DBS と合わせて、これらの取り組みを国が責任を持って推進する必要がある。

一方犯罪歴という重大な個人情報の漏洩とも、目的外利用の防止の観点から子供に接する。職業に就こうとする人をあらかじめデータベースに登録をして性犯罪歴がないことを証明するホワイトリスト方式についても研究ファーストリスト方式の研究についても課題がある。

以上の諸課題に向き合い、社会的議論を深め、性犯罪を許さない社会の構築が不可欠であることを申し述べ、議案第 88 号議案第 90 号議案第 92 号および議案第 93 号について賛成する生活者ネットワークエリー本年 6 月の一般質問に対し、区長より、子供若者の SRHR 政党生殖に関する健康と権利を子供の権利保障に関わる重大な課題と捉え、正しい知識を得て、安心して相談でき、必要に応じて支援に繋がるための一体的な取り組みとして、庁内を横断で進めていくとの答弁があった。

性暴力やあらゆる矯正から守られ、身体の自己決定や同意が尊重されることはこうした権利保障の重要な一部である。

今回の法施行が犯罪事実確認の手続きにとどまらず、子供の権利を、具体的に保証する仕組みを整える機会となるよう、昨年取り組むことを求める。

相談支援体制の整備に当たっては、単なる制度周知だけではなく、年齢や発達段階に応じて、子供が相談先等を理解でき、相談後も 1 人の権利主体として最大限尊重される仕組みにすることを求める。

また児童館や保育施設など、日常的に子供とか。

関わる現場においては最初の SOS を適切に受け止め、安全確保や専門支援に繋がるよう対応ルールの共通化と実践的な研修の実施が重要である。

また、保育分野での蓄積してきた性暴力の未然防止早期早く相談対応等の知見を関係所管で共有し、区全体のセーフガードリングに生かしていくことを求める。

法施行後枠の権利所法施行後は子供の権利条例第 39 条の趣旨に踏まえ、子供の声を踏まえて制度を評価し、継続的な改善に繋がることを求める日本版 DBS が子供の安全を確実に確保し、子供の声を適切に受け止めて、必要な支援に結びつく制度として運用されることを求め賛成するとの表明がありました。

そのうち採決に入りましたところ議案第 88 号議案第 90 号議案第 92 号および議案第 93 号はいずれも全員異議なく、議案第 89 号および議案第 91 号は、いずれも賛成多数でそれぞれ原案通り可決と決定いたしました。

以上で子供若者施策推進特別委員会の報告を終わります。

以上で子供若者施策推進特別委員長の報告は終わりました。

これより採決に入ります。

本 6 件を 2 回に分けて消したいと思います。

まず、議案第 88 号、第 90 号、第 92 号および第 93 号の 4 件についてお諮りいたします。

本 4 件を委員長報告通り可決することにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 88 号、第 90 号、第 92 号および第 93 号の 4 件は委員長報告通り可決いたしました。

次に、議案第 89 号および第 91 号の 2 件についてお諮りいたします。

採決は電子採決システムによって行います。

本 2 件を委員長報告通り可決することについて、お手元のボタンによる表決を求めます。

うん以上で表決を確定いたします。

賛成多数と認めます。

よって、議案第 89 号および第 91 号の 2 件は委員長報告通り可決いたしました。

次に、日程第 36 号を上程いたします。

日程第 36 議員提出議案第 5 号、オウム真理教アレフひかりの輪山田らの集団に対する公安調査庁による観察処分の期間更新を求める減少ここで提案理由の説明および委員会付託の省略についてお諮りいたします。

本件は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により提案理由の説明および委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって本件は提案理由の説明および委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

穂を諮りいたします。

本件を原案通り可決することにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第 5 号は原案通り可決いたしました。

以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。